

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
9	予防接種の実施に関する事務(予防接種事業)基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

上天草市は、予防接種の実施に関する事務(予防接種事業)における特定個人情報ファイルを取り扱うに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項

予防接種の実施に関する事務(予防接種事業)において、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。

評価実施機関名

熊本県上天草市長

公表日

令和8年3月31日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	予防接種の実施に関する事務(予防接種事業)
②事務の概要	<p>■ 予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムを活用した情報連携に係る予防接種事務</p> <p>・本市は、情報連携のため、予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムへ本事務に係る対象者の個人番号を含む対象者情報、予診票情報及び接種記録の紐付け及び登録を行う。</p> <p>・市民は、マイナポータルを介して予診票情報の入力並びに接種記録及び通知の取得/閲覧が可能となる。</p> <p>・市民が予防接種時に、従来の紙の予診票に代えて、タブレットに搭載された医療機関用アプリにおいてマイナンバーカードを用いることにより、医療機関は住民が事前に入力した予診票情報、接種記録の取得/閲覧/入力が可能となる。</p>
③システムの名称	健康管理システム、団体内統合宛名システム、EUCシステム、中間サーバー、Public Medical Hub (PMH)、 予診情報・予防接種記録/請求支払システム
2. 特定個人情報ファイル名	
1. 予防接種情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第9条第1項 別表14項(予防接種法) ・番号法第19条第6号(委託先への提供)
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p><選択肢></p> <p>1) 実施する</p> <p>2) 実施しない</p> <p>3) 未定</p> <p>[実施する]</p>
②法令上の根拠	<p>(番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報提供の根拠)</p> <p>番号法第19条第8号 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の25項、26項、27項、28項、29項、153項及び154項</p> <p>(番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報照会の根拠)</p> <p>番号法第19条第8号 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の25項、27項、28項、29項及び153項</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部 健康づくり推進課
②所属長の役職名	健康づくり推進課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒869-3692 熊本県上天草市大矢野町上1514番地 上天草市役所 総務部 総務課
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒869-6192 上天草市松島町合津7915番地1 上天草市役所 健康福祉部 健康づくり推進課
9. 規則第9条第2項の適用	
	[]適用した
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年3月31日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年3月31日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [O]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去	
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> [十分である] <div style="text-align: right;"> <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p> </div> </div>
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない	
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> [十分である] <div style="text-align: right;"> <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p> </div> </div>
判断の根拠	<p>①「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」の次の留意事項等を遵守している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住基ネット照会によりマイナンバーを取得するのではなく、申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行うこと。 ・申請者からマイナンバーが得られない場合にのみ行う住基ネット照会は4情報又は住所を含む3情報による照会を原則とすること。 ・複数人での確認や上長による最終確認を行った上でマイナンバーの紐づけを行い、その記録を残すこと。 ・更新時には、本人からマイナンバーを取得し、登録されているマイナンバーに誤りがないか、確認する。 <p>②特定個人情報の入手から保管、廃棄までのプロセスで、人手が介在する局面ごとに人為的ミスが発生するリスクへの対策を講じている。</p>

9. 監査	
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [<input type="checkbox"/>] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [<input type="checkbox"/>]全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<input type="checkbox"/> 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<input type="checkbox"/> 十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	アクセス権限の管理を行い、権限が府とされた特定の職員のみが扱える環境にある。紙の予診票については、鍵付きのキャビネットに保管し、時間外は庁舎の窓及び扉等すべてを施錠している。また、情報システムへのアクセスは、ID、パスワード及び顔認証を設定し物理的安全管理措置や技術的安全措置を実施している。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年11月17日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ①実施の有無	実施しない	実施する		
平成29年11月17日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠		番号法第19条第7項 別表第二 第16号の二		
平成29年11月17日	IIしき値判断項目 1.対象人数 いつの時点の計数か	平成27年9月1日 時点	平成29年9月1日 時点		
平成29年11月17日	IIしき値判断項目 2.取扱者数 いつの時点の計数か	平成27年9月1日 時点	平成29年9月1日 時点		
平成30年12月18日	IIしき値判断項目 1.対象人数 いつの時点の計数か	平成29年9月1日 時点	平成30年11月19日 時点		
平成30年12月18日	IIしき値判断項目 2.取扱者数 いつの時点の計数か	平成29年9月1日 時点	平成30年11月19日 時点		
令和1年6月20日	IIしき値判断項目 1.対象人数 いつの時点の計数か	平成30年11月19日時点	令和元年6月20日時点		
令和1年6月20日	IIしき値判断項目 2.取扱者数 いつの時点の計数か	平成30年11月19日時点	令和元年6月20日時点		
令和1年6月28日	IV リスク対策	項目なし	今回新規様式		評価書の様式変更による
令和2年8月4日	IIしき値判断項目 1.対象人数 いつの時点の計数か	令和元年6月20日時点	令和2年8月4日時点		
令和2年8月4日	IIしき値判断項目 2.取扱者数 いつの時点の計数か	令和元年6月20日時点	令和2年8月4日時点		
令和3年3月1日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 第10号 番号法第9条第1項 別表第一 第93号の2	【予防接種法】 番号法第19条第7項 別表第二 第16号の2 【新型インフルエンザ等対策特別措置法】 番号法第19条第7項 別表第二 第115号の2		
令和3年3月1日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	上天草市では予防接種法に基づき、予防接種情報の管理、統計報告資料作成等の事務を行っている。	上天草市では予防接種法に基づき、予防接種情報の管理、統計報告資料作成等の事務、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、新型インフルエンザの予防接種に関する事務を行っている。		
令和3年3月1日	I 関連情報 3.個人番号の利用法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 第10号	番号法第9条第1項 別表第一 10及び93の2		
令和3年3月1日	IIしき値判断項目 1.対象人数 いつの時点の計数か	令和2年8月4日時点	令和3年3月1日時点		
令和3年3月1日	IIしき値判断項目 1.対象人数 いつの時点の計数か	令和2年8月4日時点	令和3年3月1日時点		
令和4年2月15日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	上天草市では予防接種法に基づき、予防接種情報の管理、統計報告資料作成等の事務、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、新型インフルエンザの予防接種に関する事務を行っている。	①予防接種法による予防接種情報の管理、統計報告資料作成等の事務 ②新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種に関する事務 ③新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ・予防接種の実施後に、接種者から申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。		
令和4年2月15日	IIしき値判断項目 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	健康管理システム	健康管理システム、ワクチン接種記録システム(VRS)		
令和4年2月15日	IIしき値判断項目 3.個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 10及び93の2	・番号法第9条第1項 別表第一 10及び93の2 ・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) ・番号法第19条第6号(委託先の提供)		
令和4年2月16日	IIしき値判断項目 3.個人番号の利用 法令上の根拠	【予防接種法】 番号法第19条第7項 別表第二 第16号の2 【新型インフルエンザ等対策特別措置法】 番号法第19条第7項 別表第二 第115号の2	【予防接種法】 番号法第19条第7項 別表第二 第16号の2 【新型インフルエンザ等対策特別措置法】 番号法第19条第7項 別表第二 第115号の2		
令和4年2月15日	I 関連情報 7.特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	〒869-3692 上天草市大矢野町上1514番地上天草市役所 総務企画部 総務課	〒869-3692 上天草市大矢野町上1514番地上天草市役所 総務部 総務課		
令和4年2月15日	IIしき値判断項目 1.対象人数 いつの時点の計数か	令和3年3月1日時点	令和4年2月15日時点		
令和4年2月15日	IIしき値判断項目 2.取扱者数 いつの時点の計数か	令和3年3月1日時点	令和4年2月15日時点		

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年4月1日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	①予防接種法による予防接種情報の管理、統計報告資料作成等の事務 ②新型コロナウイルス感染症対策特別措置法による新型コロナウイルスの予防接種に関する事務 ③新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。	①予防接種法による予防接種情報の管理、統計報告資料作成等の事務 ②新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。		
令和5年4月1日	I 関連情報 3.個人番号の利用 法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表第一 10及び93の2 ・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) ・番号法第19条第6号(委託先への提供)	・番号法第9条第1項、別表第一の10の項(予防接種法) ・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) ・番号法第19条第6号(委託先への提供)		
令和5年4月1日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【予防接種法】 番号法第19条第8項 別表第二 第16号の2、17項、18項、19項 【新型コロナウイルス感染症対策特別措置法】 番号法第19条第8項 別表第二 第115号の2	【情報照会の根拠】:番号法第19条第8号、別表第二 16の2項、17項、18項、19項 【情報提供の根拠】:番号法第19条第8号、別表第二 16の2項、16の3項		
令和5年4月1日	II しいき値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	令和4年2月15日時点	令和5年4月1日時点		
令和5年4月1日	II しいき値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年2月15日時点	令和5年4月1日時点		
令和5年10月20日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	①予防接種法による予防接種情報の管理、統計報告資料作成等の事務 ②新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。	①予防接種法による予防接種情報の管理、統計報告資料等の事務 ・情報連携のため、本市は、Public Medical Hub (PMH)へ本事務に係る対象者の個人番号を含む対象者情報、予診票情報及び接種記録の紐付け及び登録を行う。 ・市民は、マイナンバー等を介して予診票情報の入力、接種記録及び通知の取得・閲覧が可能となる。 ・市民が予防接種時に従来の紙の予診票に代えて、マイナンバーカードをタブレットに搭載された医療機関用アプリ又は医療機関のシステムで用いることにより、医療機関において市民が事前に入力した予診票情報及び接種記録の取得・閲覧・入力が可能となる。 ・市は、医療機関から入力された予診票情報、接種記録の取得及び市民への通知が可能となる。 ②新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録及び管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ・予防接種の実施後に接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明		
令和5年10月20日	IV リスク対策 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託	令和元年6月28日時点	令和5年10月20日時点		
令和6年9月26日	I 関連情報 3.個人番号の利用 法令上の根拠	・番号法第9条第1項、別表第一の10の項(予防接種法) ・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) ・番号法第19条第6号(委託先への提供)	・番号法第9条第1項 別表14項(予防接種法) ・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) ・番号法第19条第6号(委託先への提供)		
令和6年9月26日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報照会の根拠】:番号法第19条第8号、別表第二 16の2項、17項、18項、19項 【情報提供の根拠】:番号法第19条第8号、別表第二 16の2項、16の3項	【情報照会の根拠】:番号法第19条第8号 別表14項 【情報提供の根拠】:番号法第19条第8号 別表14項		
令和6年9月26日	II しいき値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	令和5年4月1日時点	令和6年4月1日時点		
令和6年9月26日	II しいき値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計数か	令和5年4月1日時点	令和6年4月1日時点		
令和7年6月30日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	②新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録及び管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ・予防接種の実施後に接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。	システム利用停止のため削除		
令和7年6月30日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	健康管理システム、ワクチン接種記録システム(VRS)、Public Medical Hub (PMH)	健康管理システム、Public Medical Hub (PMH)		
令和7年6月30日	I 関連情報 3.個人番号の利用 法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表14項(予防接種法) ・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) ・番号法第19条第6号(委託先への提供)	・番号法第9条第1項 別表14項(予防接種法) ・番号法第19条第6号(委託先への提供)		

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年6月30日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報照会の根拠】: 番号法第19条第8号 別表14項 【情報提供の根拠】: 番号法第19条第8号 別表14項	(番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報提供の根拠) 番号法第19条第8号 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の25項、26項、27項、28項、29項、153項及び154項 (番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報照会の根拠) 番号法第19条第8号 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の25項、27項、28項、29項及び153項		
令和7年6月30日	IIしきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	令和6年4月1日時点	令和7年6月30日時点		
令和7年6月30日	IIしきい値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計数か	令和6年4月1日時点	令和7年6月30日時点		
令和7年6月30日	IV リスク対策 1.提供する特定個人情報保護評価書の種類	基礎項目評価書及び重点項目評価書	基礎項目評価書		
令和7年6月30日	IV リスク対策 8.人手を介在させる作業		十分である		
令和7年6月30日	IV リスク対策 8.人手を介在させる作業 判断の根拠		①「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」の次の留意事項等を遵守している。 ・住基ネット照会によりマイナンバーを取得するのではなく、申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行うこと。 ・申請者からマイナンバーが得られない場合にのみ行う住基ネット照会は4情報又は住所を含む3情報による照会を原則とすること。 ・複数人での確認や上長による最終確認を行った上でマイナンバーの紐づけを行い、その記録を残すこと。 ・更新時には、本人からマイナンバーを取得し、登録されているマイナンバーに誤りがないか、確認する。 ②特定個人情報の入手から保管、廃棄までのプロセスで、人手が介在する局面ごとに人為的ミスが発生するリスクへの対策を講じている。		
令和7年6月30日	IV リスク対策 11.最も優先度が高いと考えられる対策		8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策		
令和7年6月30日	IV リスク対策 11.最も優先度が高いと考えられる対策 当該対策は十分か		十分である		
令和7年6月30日	IV リスク対策 11.最も優先度が高いと考えられる対策 判断の根拠		アクセス権限の管理を行い、権限が府とされた特定の職員のみが扱える環境にある。紙の予診票については、鍵付きのキャビネットに保管し、時間外は庁舎の窓及び扉等すべてを施錠している。 また、情報システムへのアクセスは、ID、パスワード及び顔認証を設定し物理的安全管理措置や技術的安全措置を実施している。		
令和8年3月31日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	健康管理システム、団体内統合宛名システム、EUCシステム、中間サーバー、Public Medical Hub (PMH)	健康管理システム、団体内統合宛名システム、EUCシステム、中間サーバー、Public Medical Hub (PMH)、予診情報・予防接種記録/請求支払システム		予防接種デジタル化事業において、R8.6.1から使用するシステムの追加